

# 事務局規程

制定 2022年5月24日

## （目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人びーのびーの（以下「この法人」という。）の事務処理の基準、その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

## （事務局）

第2条 定款第20条に基づき、この法人に事務局を置く。

## （職員等）

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 専任職員

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

## （職員の職務）

第4条 この法人の事務局の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (2) 専任職員は、事務局長の命を受けて、業務に従事する。

## （職員の任免及び職務の指定）

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

## （事務の決裁）

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長又は理事会の決裁を経なければならない。

## （代理決裁）

第7条 理事長又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規格外の対応)

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規則は、2022年5月24日から施行する。(2022年5月24日理事会決議)